

令和 7 年度
伊勢湾流域圏海洋ごみ対策に係るヒア
リング等及び実態調査業務委託
仕様書

三重県

第1章 総 則

1. 1 業務名

令和7年度伊勢湾流域圏海洋ごみ対策に係るヒアリング等及び実態調査業務委託

1. 2 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 3 公益確保の義務

受託者は、実務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

1. 4 関係官公庁等との調整

受託者は、関係官公庁等との調整にあたり、連携体制の構築に努めなければならない。

1. 5 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

1. 6 実施責任者

受託者は、本業務を管理、総括する実施責任者として以下に示すいずれかの資格を有する者を選任し、発注者に報告しなければならない。

- ・技術士（建設部門、衛生工学部門又は環境部門）
- ・RCCMの資格保持者（河川、砂防及び海岸・海洋部門又は廃棄物部門）

1. 7 業務計画書

受託者は、契約締結後14日以内に以下の事項を記載した業務計画書を提出し、承諾を受けるものとする。また、業務計画書の提出後、速やかに業務に着手すること。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4) 組織計画
- (5) 連絡体制
- (6) その他

第2章 業務の概要

2. 1 業務の目的

本県では、岐阜県、愛知県と共同して策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（令和6年3月）」に基づき、広域的な海洋ごみの発生抑制対策を推進しているところ、令和6年度事業「令和6年度伊勢湾流域圏における海洋ごみの実態把握調査及び発生抑制対策検討業務」（以下、「令和6年度事業」という。）では、「伊勢湾流域圏の一斉清掃」「河川敷の散乱ごみ調査」等の取組を実施するとともに、伊勢湾の海洋ごみの発生抑制対策を検討した。

本業務は、事業者等の団体における海洋ごみ対策の取組状況や課題、ニーズを調査するとともに県の取組等の情報提供を行うことで、団体における海洋ごみ対策の取組を促進する。

また、河川を浮遊して流出する河川ごみや河川敷の散乱ごみを調査し、既存の調査データとの関係性を考察することで、陸域から海域までのごみの流出実態及び海洋ごみの発生源を推定することを目的とする。

2. 2 業務の概要

本業務における業務の概要は、次のとおりとする。

（1）計画・準備	1 式
（2）打ち合わせ・協議	1 式
（3）団体の海洋ごみ対策の取組促進業務	1 式
（4）河川敷等における散乱ごみの調査	1 式
（5）河川ごみの調査	1 式
（6）整理及び分析	1 式
（7）報告書作成	1 式

2. 3 履行期間

契約の日から令和8年3月13日（金）まで

2. 4 納入場所

三重県環境生活部環境共生局 資源循環推進課

第3章 業務の内容

3. 1 計画・準備

受託者は、本業務の実施にあたり 1. 7 に基づく内容について報告するものとする。

3. 2 打ち合わせ・協議

受託者は、本業務の実施にあたり、定期的（計画・中間・完成）に発注者と打ち合わせを行う。また、打ち合わせ又は協議を行った場合は、記録を作成し、速やかに発注者に提出し、確認を受けるものとする。

3. 3 団体の海洋ごみ対策の取組推進業務

発注者が過去に実施したアンケート調査の結果、「清掃活動に参加したきっかけは、勤め先が活動を行っていたから」という回答が比較的多かったことから、海洋ごみ対策の取組推進にあたっては、企業等との連携を強化していくことが重要と考えられる。

受託者は、事業者等の団体に対してアンケートやヒアリング調査を実施することで海洋ごみ対策に係る取組状況や課題等を把握・整理し、課題解決のための対策を提案すること。また、団体の海洋ごみ対策の取組を推進するため、県等の既存取組等を情報共有すること。

具体的な内容は、下記（１）及び（２）の事項を基本として、発注者と協議のうえ決定する。

（１）アンケート調査

事業者等の団体における海洋ごみ対策の取組状況や課題等を把握すること、また「（２）ヒアリング調査及び既存取組の情報提供等」の対象選定に活用するため、アンケート調査を実施する。

１）対象

三県（岐阜県、愛知県、三重県）内を中心に活動している団体（事業者、清掃活動団体等とし、個人は除く。）

※三重県の事業者については、『みえスマートアクション宣言事業所』から選定することを基本とすること。

２）アンケート内容

清掃活動をはじめとする海洋ごみ対策を促進するため、団体の海洋ごみ対策の取組状況や課題、ニーズについて、効果的に把握することができる内容とすること。

３）アンケート調査方法

効率的に回答を収集できる方法にて実施すること。

４）調査数および回収率

300件程度の団体に調査を行うこととし、可能な限りアンケート回収率を高める方法にて実施すること。

5) 取りまとめ

アンケート結果は、個団体ごとに整理すること。

(2) ヒアリング調査及び既存取組の情報提供等

(1) の調査結果をもとに選定した団体に対して、具体的な取組状況のヒアリング調査、県や関係団体の既存取組の情報提供、清掃活動への参加呼びかけを実施することで、団体における海洋ごみ対策の意識向上、取組推進を図る。

1) 対象

「(1) アンケート調査」の結果をもとに選定した団体

※県や関係団体に取り組んでいる既存の清掃活動等への新規参加を見込める可能性の高い団体を選定すること

2) ヒアリング内容

発注者が海洋ごみの発生抑制対策を進めていくにあたり、施策検討の基礎情報とするため、団体の取組状況における課題、ニーズについて効果的に把握することができる内容を提案すること。

3) 情報提供、清掃活動への参加呼びかけ

団体が海洋ごみ対策に取り組むきっかけづくりとして、県や関係団体に取り組んでいる既存活動や、他団体の成功事例について情報提供するとともに、清掃活動への参加を呼びかけること。内容の例を以下に示す。

【情報提供】

- ・三県を中心にした清掃活動の紹介
- ・発注者が過去に実施した海洋ごみ実態調査の結果の共有
- ・海洋ごみ対策を実施している事業者の成功事例
- ・三県の取組紹介

【参加呼びかけ】

- ・「伊勢湾流域圏の一斉清掃」等の取組への参加。
- ・従業員に三重県の公式 SNS を紹介し、アカウントのフォローを依頼。

4) 方法

- ・訪問でのヒアリングを基本とするが、オンラインでのヒアリングも可。
- ・情報共有を実施するにあたり、発注者が所有する啓発資材を活用可。
- ・発注者が立会う場合がある。
- ・スケジュールについては、調査前に発注者に確認を受けること。

5) 件数

20 件程度

6) 取りまとめ

ヒアリング結果は、個団体ごとに整理すること。

(3) 結果考察

(1) 及び(2)の結果を整理し、団体による主体的な海洋ごみ対策の実施促進に向けた課題等を抽出し、課題解決のための取組内容を提案すること。

3. 4 散乱ごみ及び河川ごみ調査

(1) 河川敷等における散乱ごみ調査

受託者は、県内河川の散乱ごみの組成の変化を把握するため、令和6年度事業で実施した方法にて、河岸や河川敷における散乱しているごみの調査を実施する。

1) 調査水域・調査地点

発注者と協議のうえ、下記の内容とすること。

【調査水域】：四日市市内の河川

【調査地点】：上流、中流、下流の両岸

2) 調査時期・回数

・降雨後のデータを効果的に検証できる時期に1回実施することとし、事前に発注者の承諾を得ること。また、調査前には各地点の概況について確認すること。

3) 調査方法

- ・散乱ごみの個数・容積・重量を調査すること。
- ・令和6年度事業の調査方法のとおり、河川最高水位をもとに、ポイ捨ての可能性の高いごみを区別して調査を行うこと。
- ・令和6年度事業にて、「河川ゴミ調査マニュアル（平成24年3月、国土交通省）」及び「散乱ごみ実態把握調査ガイドライン（令和3年6月、環境省）」を参考に作成した調査シートに基づき、調査を実施すること。
- ・直近数か月以内の実態調査地点における河川ごみの清掃状況等について関係市町等にヒアリングを行うこと。
- ・既存の海岸漂着ごみ調査結果との関係性を考察すること。
- ・背景の土地の利用状況（生活や事業活動）との関連性を考察すること。

4) 役割分担

受託者と発注者の役割分担は、下表のとおりとする。役割分担に関し、疑義の生じた事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

【散乱ごみ調査における役割分担】

	発注者	受託者
事前準備・計画	指示・補助	○
調査地点の選定	指示・補助	○
河川管理者等との調整	○	○
調査	指示・補助	○

○印は主担当を示す。

(2) 河川ごみの調査

受託者は、(1) にて調査を実施する水域において、河川を浮遊して流出するごみの実態を把握するため、下記のとおり調査を実施する。

1) 調査水域・調査地点

【調査水域】：(1) にて調査する河川

【調査地点】：(1) の調査地点の付近で、安全に調査が可能な地点とする。
(発注者と協議のうえ決定すること)

2) 調査時期

- ・降雨時から降雨後等、河川水位のピーク前からピーク後における河川ごみについて効果的に検証できる時期に実施することとし、事前に発注者の承諾を得ること。

3) 調査方法

- ・「河川ごみ調査参考資料集（令和3年6月、環境省）」を参考に、河川ごみの組成を効果的に調査、検討することができる手法を提案すること。
- ・調査機器の設置については、発注者と調整のうえ、河川管理者等の関係者への許可申請手続きを行うこと。
- ・(1) の調査結果及び、既存の海岸漂着ごみ調査結果との関係性を考察すること。
- ・背景の土地の利用状況（生活や事業活動）との関連性を考察すること。

4) 役割分担

受託者と発注者の役割分担は、下表のとおりとする。役割分担に関し、疑義の生じた事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

【河川ごみ調査における役割分担】

	発注者	受託者
事前準備・計画	指示・補助	○
調査地点の選定	指示・補助	○
水管橋、河川管理者等との調整	○	○
調査	指示・補助	○

○印は主担当を示す。

(3) 結果考察

(1) 及び(2) で実施した調査結果及び、令和6年度事業の調査結果を整理し、調査水域におけるごみの種類・特徴・発生原因及び伊勢湾の海岸漂着ごみ等との関連性等について考察を行うこと。なお、考察にあたっては、発注者が提供する陸域における散乱ごみデータを整理することで、調査水域周辺における「陸域の散乱ごみ」、「河川敷等の散乱ごみ」、「河川ごみ」、「海岸漂着ごみ」といったフローを踏まえて実施すること。

3. 5 発生抑制対策の提案

3. 4の結果を踏まえ、伊勢湾における海洋ごみの削減を進めていくため、課題を解決するための方法を提案すること。

3. 6 その他

- (1) 事業提案を受け、事業の詳細について、追加仕様書を定める場合がある。
- (2) 本業務に係るすべての費用は受託者が負担するものとする。
- (3) 事業の実施にあたり必要な調整及び関係者への周知・案内（調査の実施に向け、河川管理者、関係地方公共団体等の関係者等に対する調査の事前説明を含む）は、発注者の指示・補助のもと、受託者が実施するものとする。
- (4) 調査の実施にあたり法令等により手続きを行う必要がある場合、必要書類の作成・提出又は県が作成する書類の作成補助を行う。
- (5) 事業の進捗状況について、発注者から報告の求めがあった際は、報告するものとする。また、三県及び名古屋市で構成する伊勢湾総合対策協議会・海洋ごみ対策検討会、三重県海岸漂着物対策協議会、伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦の交流会等において、事業の進捗状況について報告を求める場合がある。
- (6) 本業務の調査の際に回収したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い処分すること。
- (7) 受託者は、本事業で制作した著作物に係る、著作権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づき保護されている第三者の権利・利益、及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、適切な処理を行うこと。

第4章 成果品等の提出

4. 1 成果品の提出期限

受託者は、以下の成果品を期限までに提出するものとする。

成果品名	部数	提出媒体	提出期限
中間報告書	1	電子	R7.12.27
最終報告書	1	紙	R8.3.13
	1	電子	
その他本業務により 生じた資料	1	紙	R8.3.13
	1	電子	

※紙については、A4 版モノクロ両面（A3 版の資料は折込むこと）を基本とするが、視認性を考慮する必要がある資料については、カラー印刷とすること。

電子については、Microsoft Word 及び PDF 形式、撮影データにあつては jpeg 形式、調査結果等整理したデータにあつては Microsoft Excel 形式にて提出すること。

4. 2 成果品の取り扱い

- ①成果品について、発注者が行政活動などにおいて使用することを、無期限で了承するものとする。
- ②成果品の受領後、発注者は受託者の了解を得ずに内容・表現を加工・編集・複製・公開・配布等することができるものとする。

第5章 特記事項等

- (1) 受託者は、貸与物品及び本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積するなど、他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、貸与する各種資料及び物品の受領に際しては、受領書（様式任意）を提出し、作成した資料等の提出に際しては、納品書（様式任意）を提出すること。
- (3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品の取扱いについては、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (4) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納すること。
- (5) 受託者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にし、この業務目的を達成するために必要な範囲内で、適法且つ公正な手段で行うこと。
- (6) 受託者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得たうえで収集すること。
- (7) 受託者は、業務を処理するために知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (8) 受託者は、業務を処理するために、知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (9) 受託者は、業務を処理するために、発注者から貸与された個人情報が記載された資料等を複写及び複製してはならないこと。
- (10) 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報等を、他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (11) 発注者は、必要があると認めるときは、受託者が業務執行にあたり、個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。
- (12) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (13) 発注者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、この契約を解除することができるものとする。
- (14) 受託者が本業務の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (15) 受託者が(14)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (16) 本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって、三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。